

# 群馬大学外国人受託研修員規則

平成16.4.1 制定

改正 平成19.4.1 平成19.12.26

平成23.4.1 平成25.4.1

平成26.4.1

## (目 的)

第1条 この規則は、群馬大学（以下「本学」という。）における外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

## (定 義)

第2条 受託研修員とは、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が開発途上国から招致した研修員で、本学において研修を受ける者をいう。

## (資 格)

第3条 受託研修員となることのできるものは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第89条で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると学長が認めた者とする。

## (申請及び許可)

第4条 国際協力機構の理事長が受託研修員として委託しようとするときは、研修の指導を希望する各学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所及び医学部附属病院（以下「学部等」という。）の長を経由して学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、審査の上、その受入れを許可するものとする。

## (研修期間)

第5条 研修期間は1年以内とし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

## (研修期間の変更)

第6条 学長は、国際協力機構から受託研修員の研修期間の変更について申請があったときは、当該学部等の長の協議の上、許可することができる。

## (研修期間区分)

第7条 受託研修員の研修期間区分は、事業年度における研修する期間の日数により1か月（1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。）を単位として区分する。

## (研 修 料)

第8条 受託研修員の研修料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）に定める額とする。

2 受入れを許可したときは、当該事業年度に属する研修料を国際協力機構から直ちに徴収するものとする。

3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合には延長する研修期間を加算し第7条の研修期間区分により直ちに研修料の差額を追徴するものとする。

4 当該事業年度を超えて研修期間を許可している場合の、翌年度以降にかかる研修料は翌年度にこれを徴収するものとする。

5 原則として既納の研修料は返還しない。

(指導方法)

第9条 受託研修員に対しては、その研修目的及び研修内容を考慮してその指導教員を定め指導を行なうものとする。

2 研修目的を達成するため必要な場合には、研修期間中に学外における研修を行なうことができる。

(許可の取消)

第10条 学長は、受託研修員が受託研修員として不相当と認められるときは、許可を取消すことがある。

(研修終了届の提出)

第11条 受託研修員は、研修が終了したときは、研修終了届別紙様式1を学長あて提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

受託研修員氏名 印

群馬大学外国人受託研修員研修終了届

私は、群馬大学外国人受託研修員として平成 年 月 日より 教  
員の指導のもとに 研修をしてりましたが、平成 年 月 日に  
終了しましたので研修の概要を添えてお届けします。

(受入れ学部等の長) 氏名 印  
指 導 教 員 氏名 印